

令和4年度第2回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議議事概要

- 1 日時 令和4年11月9日（水）午後1時から午後3時まで
- 2 場所 吹田市立保健センター3階研修室
- 3 出席者ほか
 - (1) 委員 8名
明石隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）
青木佳史（大阪弁護士会）
伊藤貴胤（大阪司法書士会）
矢島繁一（大阪社会福祉士会 副会長）
入江政治（吹田市民生・児童委員協議会 副会長）
八田恵美子（きずな訪問看護ステーション 管理者）
村田優美（吹田市介護保険事業者連絡会）
大西美佳子（吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会 会長）
 - (2) 事務局（市職員） 9名
乾裕 福祉総務室室長
紙谷裕子 福祉総務室参事 平井倫子 高齢福祉室参事
山田卓生 福祉総務室主幹 竹田陽一 高齢福祉室主幹
中井三朗 障がい福祉室主幹 宮川公平 生活福祉室主幹
妹尾圭祐 福祉総務室主任 崎山良太 障がい福祉室主任
 - (3) 関係者 2名
森本大介 吹田市社会福祉協議会総務課長
朽久保秀紀 吹田市社会福祉協議会総務課日常生活自立支援係長
 - (4) 傍聴 3名
- 4 配付資料
 - (1)-1 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置から中核機関設置までのスケジュール（修正前）（修正後）
 - (1)-2 第1回成年後見制度利用促進体制整備検討会議内の委員意見に対する市の考え方
 - (1)-3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1)-4 権利擁護に関する相談窓口別相談件数等（市民総務室、高齢福祉室、障がい福祉室、市社会福祉協議会）
 - (1)-5 中核機関設置のメリット・機能別実施業務内容（大阪府内中核市）
 - (1)-6 大阪府の体制整備状況（中核機関）
 - (2)-1 権利擁護支援についてのアンケート調査結果（抜粋）

- (2)-2 権利擁護支援についてのアンケート調査結果（中核機関の役割別）
- (2)-3 日常生活自立支援事業における意思決定支援についてのアンケート調査結果（抜粋）
- (3) 吹田市の成年後見制度に関する窓口の現状と課題、中核機関に求める機能（素案）

5 内容

- (1) 第1回成年後見制度利用促進体制整備検討会議の振り返り
- (2) 社会福祉協議会のアンケート調査結果から見える現状と課題について
- (3) 中核機関に求める機能・役割について
- (4) その他

6 議事 下記のとおり

議事（会議要旨）

事務局 議題(1)第1回成年後見制度利用促進体制整備検討会議の振り返りについて説明します。資料(1)-1について、修正前にはなかった開設当初の中核機関の機能における運用レベルの協議内容を第2回検討会議に加えています。また、修正前にはなかった中核機関の体制の協議内容を第3回検討会議に加えています。第2回と第3回の検討会議の中で、開設当初の中核機関の機能における運営レベルと中核機関の体制について、しっかりと検討していただく内容に修正しています。

資料(1)-2について、第1回の検討会議において、委員の皆様からの意見に対する市の考え方を示しています。第1回検討会議でお答えできなかったNo.1、No.4、No.9の項目について説明します。No.1の項目について、第2期成年後見制度利用促進計画では、チームの表記が権利擁護支援チームとなっています。資料(1)-3では、権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージが示されています。地域連携ネットワークは、権利擁護支援チームに対し、権利擁護支援の検討に関する場面、成年後見制度の開始までの場面、成年後見制度の利用開始後に関する場面、これら3つの場面において、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による支援機能、家庭裁判所による制度の運用・監督する機能を担う必要があることが示されています。また、地域連携ネットワークの関係者は、これらの機能を適切に果たすため、共通理解の促進の視点、多様な主体の参画・活躍の視点、機能強化のためのしくみづくりの視点を持つ

て、自発的に協力して取り組んでいく必要があることが示されています。No.4 の項目について、吹田市ではどのような権利擁護の相談があるのか、相談の実態をまとめたものを示してほしいとの意見がありましたので、資料(1)-4 に沿って説明します。市民総務室の権利擁護に関する相談件数について、市民総務室は、市政全般への要望や意見、また多重債務や生活に関する様々なトラブル等、多種多様な相談を受付している部署となっています。相談内容の中には、弁護士と相談ができる法律相談があり、月に 1 回利用することができます。受付総件数 6,090 件のうち、1,677 件が法律相談につながっています。法律相談 1,677 件の内訳としては、相続・贈与に関する相談が最も多く、成年後見制度に関する相談は 29 件となっています。

地域包括支援センターの相談件数について、相談総数とは、市内各地域を担当する 15 か所の地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターが受けた介護保険サービス等に関する相談等、権利擁護以外の相談も含めた数値です。令和 3 年度の相談総数は 26,074 件です。内訳としては、権利擁護関係相談件数は 2,535 件、相談総数の約 9.7%にあたります。権利擁護関係相談件数 2,535 件の内訳は、成年後見関係、消費者被害関係、虐待関係の相談に分類しています。令和 3 年度の成年後見関係相談件数は 1,002 件であり、相談総数の約 3.8%、権利擁護関係相談件数の約 39.5%にあたります。

障がい者相談支援センターの相談件数について、障がい者相談支援センターを、内本町、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺、亥の子谷、千里ニュータウン・万博・阪大地域の市内 6 か所に設置しています。権利擁護の相談を含む、障がい者の一般的な困りごとに関する相談の実際の件数になっています。内本町の障がい者相談支援センターは、権利擁護の相談が 8 件、内訳は成年後見関係が 4 件、消費者利害関係が 1 件、虐待関係が 3 件。片山・岸部障がい者相談支援センターは、権利擁護の相談が 132 件、内訳は成年後見関係 29 件、虐待関係 93 件、その他 10 件。豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センターは、権利擁護の相談が 2 件、内訳は成年後見関係が 2 件。千里山・佐井寺障がい者相談支援センターは、権利擁護の相談が 27 件、内訳は虐待関係が 3 件、その他が 24 件。亥の子谷障がい者相談支援センターは、権利擁護の相談が 80 件、内訳は成年後見関係が 54 件、消費者利害関係が 3

件、虐待関係が5件、その他が18件。千里ニュータウン障がい者相談支援センターは、権利擁護の相談が83件、内訳は成年後見関係が16件、虐待関係が29件、その他が38件です。相談内容につきましては、地域によって特色があるかとは思っていますが、主に虐待関係と成年後見関係の相談となっています。その他につきましては、障がい者への差別であったり、合理的配慮に対する相談について記載しています。障がい者相談支援センターの相談につきましては、精神障がいをお持ちの方の相談数が多く、同一人物からの相談が繰り返し計上される場合が多いと認識しています。

関係者

令和3年度コミュニティソーシャルワーカーの活動実績について説明します。地域住民からのご相談にお答えするコミュニティソーシャルワーカーを13人配置しています。相談件数の総数としては、市内全体の延べ件数として1,543件ありました。相談内容の内訳ですが、複合的な相談もありますので、延べ件数としては全体で1,728件となっています。財産管理等、直接的な権利擁護に関する相談としましては28件、消費者被害に関する相談が3件、DV、虐待に関する相談としては15件となっています。

事務局

以上が吹田市の権利擁護の相談窓口の実態となっています。最後にNo.9の報告につきまして、先行している自治体の中核機関設置のメリットをまとめてほしいとの意見がありましたので説明します。資料(1)-5について、中核機関を設置している大阪府内の中核市と政令指定都市である大阪市・堺市を加えた計6市について、中核機関設置のメリットと中核機関の機能別実施業務内容を示しています。中核機関設置のメリットについては、吹田市では特に、地域連携ネットワークが構築できた、相談窓口が明確になったというメリットを重要視し、これらのメリットが十分に反映できるような中核機関の運営体制を今後検討していきます。機能別実施内容については、6市とも広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を備えた中核機関となっています。この4つの機能を中心とし、吹田市が今後実施する中核機関の業務内容の検討材料として、この資料を活用していきたいと考えています。また、委員の皆様が、これら6市の中核機関に関する情報をお持ちでありましたら、ご教示いただきたいと思います。資料(1)-6については、大阪府の中核機関の体制整備状況が示されていますので、ご参照ください。

A委員

資料(1)-4の後見人に関する法律相談の29件について、依頼もし

くは相談の内訳を分かれば教えていただきたいです。

事務局

依頼もしくは相談の内訳は分からないですが、障がいをお持ちの子ども親が、子どもに対して成年後見制度を利用したい等の相談が多かったです。

A委員

市民後見人は、基本的には素人が行うわけですから、相当知識を得ないと実際の法人と同じような後見人にはなり得ないかなと思っています。市民総務室のデータから市民後見人の養成をどこまで重要視するのか、成年後見制度についての相談があって、それをどう解決に繋がったかが分かれば一番良いと思っています。

委員長

A委員のお考えは、私の受け止め方では、成年後見制度に関する相談内容が、財産管理を中心とした法的な問題なのか、それとも見守り事業が中心なのかということではないでしょうか。例えば、ひとり暮らしで財産管理は日常生活で金銭授受はやっているけれども、そういった見回りの部分がなかなかできないとか、そういうところかなと思います。

B委員

市民総務室の権利擁護支援に関する相談について、様々な相談を受けた後、次の支援に繋がったのか、また解決に至ったのかどうか分からないので、相談は相談だけで終結し、その後の点検は行っていないのかなと思いました。大阪市では、中核機関を立ち上げて以降、権利擁護の相談を適切に権利擁護相談と意識して受け止め、また適切な対応を行っているかどうかを確認するため、権利擁護支援の相談シートを作成し、そのシートがその後どのように展開したかを点検するようにしています。成年後見制度に繋がった、日常生活自立支援事業に繋がった等のその後の対応が確認されることで、権利擁護相談というのが適切に受け止められているのか、例えば単に司法書士や弁護士に紹介して終結したというようなことになっていないかということも分かってくるので、相談後のフォローがどのくらいあるのか、もし分かればお答えください。

事務局

資料作成にあたりまして、市民総務室の職員に色々と内容を確認しましたが、相談後のフォロー等はありません。本人や家族が弁護士等に相談をし、双方で話し合った結果を集約しているとのことです。

委員長

おそらく、市民総務室と市の地域包括支援センターや障がい者相談支援センターでは随分出口は違うと思います。市民総務室は、専門の関係機関に繋ぐということが出口になっていると思います。地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、あるいはソ

ーシャルワーカーは非常に丁寧にフォローされているのかなと思います。それから相談件数のデータをひとつひとつ見ていき、相談件数を全て合計すると、成年後見制度の相談は合計 1,164 件あります。少なくとも市全体で一年間に 1,164 件もの成年後見制度に関する相談が寄せられており、相談に来ない人たちを含めると、相当な成年後見制度に対するニーズが潜在しているのかなと感じております。入口から出口まで中核機関が一手に引き受けて、権利擁護をフォローしていく体制が望まれるのかなと思っています。

続きまして、社会福祉協議会のアンケート調査結果から見える現状と課題について、説明をお願いします。

関係者

資料(2)-1 は、社会福祉協議会が行った 2 種類のアンケート調査です。まずは、権利擁護支援についてのアンケート調査の結果の抜粋です。吹田市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画に基づいて事業を進めていますが、平成 27 年度に策定した第 3 次全体計画において、初めて権利擁護支援センターを設置して権利擁護支援について取り組む計画を立てた経過があります。今回の検討会議の立ち上げの前から、そのような考えをもって事業を行ってきました。検討会議に即したアンケート調査ではありませんが、参考にできる部分がありますので、それらをまとめたものになっています。調査目的は、権利擁護支援に関わる支援者が現状においてどのような支援を行い、その課題をどう考えているのかを明らかにし、今後の吹田市における権利擁護に対する検討材料とするということで、令和 2 年 12 月実施したものです。対象については、吹田市の各関係室課、市内の障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、民間の法人です。また、障がい者や高齢者を支援する事業所等を対象にしており、271 人から回答を得ております。

1. 日頃の支援を通じて困難を感じることにについて、多かった回答としては、家族も何らかの課題を抱えている、本人に病識がない、本人がサービス利用を拒否している、となっています。支援に関する連携が難しいという回答が、高齢者部門に比べて障がい者部門において多くなっているという傾向がありました。また、日頃の支援の中で課題を感じた時によく相談する機関について、障がい者の課題であれば障がい関係機関、高齢者の課題であれば高齢者の関係機関に相談するのが多いですが、社会福祉協議会と回答いただいたところは、高齢者部門、障がい者部門に偏りなく、色んな方から相談をいただいているという結果でした。

2. 認知症高齢者・障がい者への権利擁護支援の内容について特に重要だと思うものについて、多かった回答としては、成年後見制度、日常生活自立支援事業、意思決定支援、となっています。
3. 意思決定支援の取組で困難を感じることにについて、多かった回答としては、本人の意思と家族や親族など他者の意思に相違がある、本人が表明した意思を実現する困難、本人が表明した意思を実現すると本人にとってかなりのリスクを伴う、となっています。
4. 日頃の相談・支援の中で成年後見制度に関わった場面については、制度についての相談説明との回答が多かったです。
5. 実際に成年後見制度を利用することにより本人にとって良かったことについては、本人の生活が金銭的に安定したとの回答が多かったです。高齢者の支援機関では、施設入所等が順調に進んだ、入院手続など医療との連携が順調になったといった回答も多くありました。
6. 成年後見制度利用開始までの手続きなどで課題と覚えることにについては、申立書類等制度利用までが煩雑、制度が複雑なため本人・家族の理解が難しい、という回答が多かったです。
7. 本人支援の場面における成年後見人等の在り方についての課題について、多かった回答としては、後見人等訪問等の回数が少ない、課題が分からない、後見人等の連携・協働できない、となっています。
8. 市民後見人の考え方でああなたの考え方に近いものについて、多かった回答としては、養成研修を十分に行う必要がある、後見人の業務は市民に負担が大きい、法律行為などに不安がある、となっています。また、なり手不足を補うためにも必要である、権利擁護に理解のある市民の存在に意味があるという割合は障がい者部門で多く、専門職よりも訪問回数の面で期待できるという割合は高齢者部門で多かったです。
9. 日常生活自立支援事業について利用者にとってのメリットと覚えることについて、多かった回答としては、生活に必要な支払ができるようになり金銭的に生活が安定する、公共料金等の滞納が解消する、預かりサービスの利用により重要な書類をなくさないようになる、となっています。
10. 日常生活自立支援事業についての課題については、サービス開始までに時間がかかるという回答が多かったです。
11. 本人が抱える課題を解決するための福祉職から法律職への相

談において課題と感じていることについて、多かった回答としては、費用負担の面が不安、本人が相談場所に出向くことができない・出張相談がない、となっています。また、高齢者部門では、課題が法律問題かどうか判断できない割合が高く、障がい者部門では、福祉職から見ると心理的に敷居が高いと答えた割合が高かったです。

12. 吹田市における権利擁護支援について今後必要になると思われるものについて、多かった回答としては、権利擁護支援を必要とする方の早期発見・相談が可能となる体制、適切な権利擁護の制度につなげることができるようなネットワークの構築、権利擁護支援を必要とする方へのチームによる支援が可能となる体制、となっています。

資料(2)-2 について、同じアンケート調査の結果ですが、自由回答でいただいた意見を検討会議用に当てはめて分類したものです。

①広報機能について、成年後見制度利用促進法による中核機関の設置や補助、保佐の段階で申立ができるように、専門職や地域住民、家族へ制度啓発が必要という意見があります。また、今後、人間関係の変化により権利擁護支援の必要性は高まると思うが、実際の支援に至るまでのハードルは高いとの意見があります。一般の方々の周知や理解が深まり、より身近に利用できるようになればいいと思う、という意見もありました。

②相談機能について、権利擁護、特に後見人の申立については本人や家族の理解が難しく、手続までにハードルが高く感じるという意見があります。無料相談や具体的な導入例が分かりやすく掲載いただけたら利用も進むのではないかと思います。また、市民への周知ももちろん大切だと思いますが、専門職、支援者のネットワーク、チームとして支援できる体制をつくることは大切だと思うとの意見があります。チームとして適切に支援できていれば、どこに相談が入ったとしても受け止められる支援に繋がると思います。本人が支援を必要としないと言われる場面が多いため、今後そういう方に対してどう支援していけるかが重要になってくると感じるという意見もありました。

③成年後見制度利用促進機能について、財産登録等の問題は弁護士等で対応できると思うが、財産登録等の問題以外は市民後見人の対応を期待する意見があります。日常生活自立支援事業の拡充等するための体制作りという意見も多くありました。

④後見人支援機能、⑤不正防止機能については、該当なしです。
⑥その他について、意思決定支援について学ぶ機会があればいいという意見や、今後市内において、独居高齢者・障がい者が増えていくと思われるので、いち早く権利侵害が発見できるよう、地域住民・専門職ともに権利擁護への意識を高める必要があると感じているとの意見がありました。

続いて資料(2)-3 について、日常生活自立支援事業における意思決定支援についてのアンケート調査は、令和3年12月に大阪府内の市区町村社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に直接携わっている専門員、生活支援員を対象に調査を行ったもので、77人から回答を得ています。抜粋して説明します。

1. 事業の契約に至るまでの本人の意思確認の場面において困難を感じることにについて、多かった回答としては、本人が周りの支援者や家族の意見に流されて自分の意思と違うことを示す、本人が事業の内容等を理解する能力や契約能力があるかどうか分からない、となっています。

2. 事業の利用者への支援の場面における意思決定支援に対して困難を感じることにについて、多かった回答としては、本人が周りの支援者や家族の意見に流されて自分の意思と違うことを示す、本人が表明した意思を実現すると本人にとって大きなリスクを伴う、となっています。

3. 事業の利用者が成年後見制度の利用を検討する場面において、本人の意思確認の困難を感じることにについて、多かった回答としては、本人がその必要性を認識することができない、成年後見制度について本人の理解が難しい、本人が利用意思を表明することが難しい心身の状態になっている、となっています。

自由回答では、利用者の意思決定が支援者の助言や都合に左右されている点や、本人の意思を尊重した場合に生じるリスクの問題、電子マネーやポイントなどの利用による支援の複雑化、事業から成年後見制度への利用移行のタイミングが難しいという意見がありました。以上が、調査結果の抜粋となります。

委員長

権利擁護に関わる支援者に対してアンケートをしようとした背景と動機は何ですか。

関係者

本人の意思を確認して、それを実現していくことが意思決定支援の大事なことだと最近特に言われています。社会福祉協議会で権利擁護関係の事業をやっていて、その時々にあわせたテーマを

もって報告会を行った際に意思決定支援を取り上げたことがあり、ガイドラインをきちんと理解したうえで自ら業務について見直していかないといけないというのが当法人の中にありまして、外部からどういった意識を持たれているのかとか、課題はどうなっているのか知りたいという思いでアンケート調査をしました。

委員長 支援者が意思決定支援をどのように認識しているかを知りたかったということですね。成年後見制度等、権利擁護の支援を必要と感じている利用者が大体どれくらいいるかについては調査しましたか。

関係者 広い意思決定支援と捉えますと、契約された皆さんが対象になると思います。ひとつひとつのやり取りの中で、なかなか理解が難しかったり、苦手だったりということが皆さんありますので、細かいことでもその都度本人の意思を確認しながら進めているという状況です。

委員長 本人に病識がない、あるいは家族や周囲の考え方が違うので実際利用には至らないとのことですが、支援者がこの人は日常生活自立支援事業あるいは成年後見人をつけるのが望ましいと思うけれど、それでも利用に至ってない人も含めると、いったいどれくらいの人数がいるのか関心があります。

関係者 人数や相談の内容から数としては出にくいのですが、日常生活自立支援事業を使いたいとの相談は、周りの支援者から多くあります。また、本人はそんなに使いたいとは思っていないけれど、という相談も多いです。成年後見制度の利用については、本人が理解できていない、使いたいと思っていない等の割合はもう少し高いかなと思います。

委員長 中核機関の機能として、早期発見・早期対応で、隠れているニーズを引き出すという機能もあるかと思います。支援者は日常生活自立支援事業に対する期待が非常に大きいですが、なかなかスピーディに対応できないという全国的な問題があります。吹田市は概ねどれくらい待機者がいますか。

関係者 現在 29 人が待機しています。半年以上、1 年近くの待機期間になっています。

A 委員 今回のアンケートは、第 4 次吹田市地域福祉計画の市民アンケートと同様の質問でありましたが、より踏み込んだ質問もあったと思います。第 4 次吹田市地域福祉計画の市民アンケートの中では、成年後見制度の利用意向の質問に対して、必要になれば利用し

たいという回答が、一番高い年齢層（40 歳から 49 歳）で 49%、一番低い年齢層（80 歳以降）でも 24%あるので、市民後見人は必要だと思っております。また、今年行ったアンケートと来年以降行ったアンケートの回答を比較し、ほとんど同じ結果であれば、吹田市として市民後見人の事業を行った方がいいと思います。

C 委員

実際にはケアプランを立てるという立場であっても、権利擁護の相談を受けることがあります。自分たちで解決しようとしても解決に導けないことがあるので、吹田市社会福祉協議会や吹田市に繋いだりしています。相談の中には、障がいをお持ちの方が高齢となり、その介護者である親も高齢になっているため、同時に成年後見制度の申請を行うケースがあります。障がいをお持ちの子どもに成年後見制度の利用ができないか等相談されるのですが、親自身も後見人が必要な状況に至っていて判断できないケースがたくさんあります。その場合は、兄弟等の家族がいれば同席をお願いし、できるだけ早い時期に必要な支援を受けられるように対応しています。

また、中核機関が、障がい者相談支援センターや地域包括支援センターに対してどこまで機能し役割を果たすのか、出口のどの部分まで対応できるかを明確にしてほしいと思います。

D 委員

一人暮らしや身寄りのない高齢者で、成年後見制度や日常生活自立支援事業に繋がりたいという方がたくさんいます。本人が制度の利用を希望していないケースも多く潜在しているのではないかなという認識もあります。また、市町村申立に繋がる場合が実際はどれくらいあるのかなと思っております。

E 委員

一人暮らしの方や高齢者の中には、普段買物へ行ったり周りの方への挨拶もできているので、一見問題なく生活ができているように見えますが、実際に介護サービスに入ってみると、本当に生活できていたのかというような状況は多く見受けられます。兄弟等の家族が定期的に居宅へ通っていたとしても、なかなか気づくことは難しく、半年くらい経って、何か問題がひとつでも起こった時に、それを目の当たりにすることで異変に気づき、認知症や判断能力が低下していることを理解され、そこから地域包括支援センター等に繋げるため現場が動いています。実際には現場はもう少し早い段階で支援機関に相談していますが、成年後見制度の利用等に至るまでの時間があまりにも長いと感じています。

委員長

判断能力が徐々に低下していったグレーゾーンになっていき、

買物はしているけどもいつも1万円札を出すとか小銭ばかりが一杯溜まっているとか、色んな請求が届いているが放置されたままであるとか、そういったことを支援に携わっていない人に話してもなかなか理解してもらえない、そういうご苦労があるということですね。関係機関には前もって現状を知らせて、何かあった時にはすぐ動いてもらえるに対応しているが、なかなか権利擁護につながらない実態があるとのことでした。

続きまして、中核機関に求める機能、役割について、説明をお願いします。

事務局

資料(3)について、吹田市の成年後見制度に関する窓口の現状と課題、中核機関に求める機能の素案に関する説明をします。

高齢福祉室について、高齢者に対する成年後見制度利用促進の窓口は高齢福祉室と地域包括支援センターが担っています。市内15か所の地域包括支援センターが、個別対応や地域への支援を展開しており、高齢福祉室は15か所のセンターの後方支援総合調整を担っています。①広報・啓発については、高齢福祉室は専門職との連携、地域包括支援センターでは地域の出前講座等に取り組んでいますが、まだまだ潜在的なニーズへの支援が十分ではないと感じていることが課題です。③アセスメント・支援の検討について、高齢者の課題だけではなく、複合的な課題を抱えている世帯は総じて介入が難しく、成年後見制度利用を理解してもらえない場合があります。他方面への支援と成年後見制度の利用との優先順位を検討しながら支援を行うので、支援期間が長期にわたってしまうことが課題です。④制度の利用促進について、成年後見人が選任されるまでには時間を要するので、その間も困っている状態には変わりありません。金銭管理や身上看護について、高齢福祉室と地域包括支援センターが都度確認を行いながら、関係者とも連携してその間の生活を支援していますが、このような進め方で良いのかということを感じながら支援を行っています。⑤後見人等への支援について、親族後見人からの相談があったり、また後見人はいるけれどコミュニケーションがうまく取れなくなって本人や家族と面談がうまくいかない等のトラブルがあったりします。そのような後見人の日々の悩みのケアが必要であることが課題として挙げられます。

障がい福祉室が一番課題と感じているのは、①広報・啓発です。障がい福祉室、障がい相談支援センターともに、厚生労働省や大阪

府が発行するチラシを活用して案内はしていますが、なかなか成年後見制度に対する理解が広まっていないのが実情です。そのため、市民に理解されやすい成年後見制度についての啓発やイベント等、障がい福祉室の基幹型相談支援センターから広めていかなければいけないと思っています。例えば、知的障がいをお持ちの方がいらっしゃる家族が高齢となっている場合でも、家族が健在のうちは家族で何とか見守っていきたいということがあります。その後、家族が亡くなってしまった後に出てくる問題としては、本人の意思決定をどこまで反映できるかの課題があります。また、成年後見制度を利用することに対して縛られるイメージを持っている精神障がいをお持ちの方もいらっしゃいました。多くの方々が、金銭管理、意思決定等が自分の思うようにできないと理解されているところがあり、成年後見制度を正しく理解できるような広報を行う必要があると思います。③アセスメント支援の検討について、障がい福祉室、障がい相談支援センターともに、本人の都合や親族の希望に沿ってどのように支援をすればいいのかを常に考えています。アセスメントを進める中で、家族の意思を確認し、また家族のどなたが判断できるのかも踏まえて、本人申立、親族申立、もしくは市長申立が必要かどうかを検討しています。また、精神障がいをお持ちの親がいる世帯や、知的障がいをお持ちの子どもだけの世帯については、なかなか判断がつかないこともありますので、このような世帯に対してどのように支援していけるか、市長申立を行う方向性を踏まえてアセスメントを行っています。

関係者

社会福祉協議会では、権利擁護関係については法人後見事業と日常生活自立支援事業を行っています。広報のため、当法人のホームページ、社協便りといった広報誌、事業のリーフレット事例集を作成しています。日常生活自立支援事業の利用の相談の中で、権利擁護支援に関する課題は多く含まれています。本人がどのような状況にあり、必要な支援が何なのか整理できていないことも多く、成年後見制度の利用が必要な方の相談もあります。日常生活自立支援事業での支援が難しい場合は、どのような支援が必要なのかという案内もしています。日常生活自立支援事業の契約者が当事業での対応が難しくなった場合は、成年後見制度に移行していくことになります。成年後見人が選任された場合、当事業は解約となり、成年後見人に引き継ぎをします。成年後見人が本人に関する具体的な情報がないまま支援を引き継ぐことは難しいため、今ま

での支援内容や本人の特性、生活状況などについて十分にお伝えし、必要であれば引き継ぎ後も相談を受ける旨を伝えています。当法人が実施している権利擁護支援の事業については、市内でも認知度がそれ程高いわけではありません。関係機関や事業所、吹田市においては、ある程度は権利擁護支援の事業を知っていただいているため、そこから相談されることはありますが、市民がどこに相談したらいいのか、そもそもどういう課題があるのかを理解してもらえるように、情報の周知が必要と考えています。吹田市において中核機関を設置するとなれば、情報の周知を行う役割も必要になってくると思います。

事務局 以上が、吹田市の現状と課題、中核機関に求める機能の説明となります。この表を1つのたたき台とし、委員の皆様から頂いた意見を参考にし、次回以降の検討会議において、吹田市の開設当初における中核機関の機能に対する運用のレベル、事業内容、運営体制を具体的に示していきたいと考えています。

委員長 成年後見制度に関する窓口で日々感じておられる現状の認識と課題ということについて分かりやすくまとめていただきました。市長申立はかなり事務が大変であり、親族調査だけでも随分手間がかかると思います。身寄りがいない方、身寄りがいてもなかなか支援が期待できない人も随分増えてきており、ましてや一人暮らしも多くなっている中で、市長申立も申立件数の中で大きな割合を占めています。行政は、1人の職員が成年後見制度の業務だけを担当しているわけではなくて、1人の職員が様々な業務を担当している中で成年後見制度の業務も担当している中で、なかなか成年後見制度の業務だけに注力できないご苦労があるかと思います。市長申立の事務は現在どのような体制で対応していますか。

事務局 実務担当は、高齢福祉室と障がい福祉室で担当しています。高齢福祉室は65歳以上の方が対象となっています。生活保護受給者でも、65歳以上の方で市長申立の相談となると、高齢福祉室に相談を引き継ぐことになっています。実務を担当するケースワーカーは7名いますが、長時間を要する業務なので、管理職が進捗管理を行いながら、関係機関と連携して、業務を進める体制をとっています。

精神障がいや知的障がいをお持ちの方に対する市長申立の事務については、障がい福祉室の基幹相談支援センターで対応しています。基幹相談支援センターでは、成年後見制度に関わる相談だけ

ではなく、障がい者に対するサービス提供、虐待・差別等の相談を受けての支援も行っています。ケースワーカーは12名配置しており、必要な支援について検討していく中で、権利擁護に繋がる部分、また市長申立が必要なのか、それとも本人申立が可能なのかどうかを判断し、管理職とともに支援を行っています。

委員長

高齢者は高齢福祉室で、障がい者は障がい福祉室で市長申立の対応をしているということで、実際に相談を受けている担当部署が市長申立を対応しているということは、非常に良いことだと思います。

A委員

11年か12年位前の話ですが、法人の中で後見人になった人が管理していた金銭を使い込んだ問題が発生したことを記憶しています。制度に対するネガティブなイメージを払拭するのには、相当労力が必要ではないかと思います。また、この素案において不足している項目がないか、意見を交わしながら確認する必要があると思います。

C委員

例えば、知的障がいをお持ちの子どもが居る親は、できるだけ長く子どもを看てあげたいという思いがある中で、どの段階から成年後見制度の利用をできるか明らかにし、制度を利用していく意味を伝えていけるように、中核機関が広報・啓発し、また相談の窓口になってもらいたいです。

委員長

地域連携ネットワークを作り、権利擁護支援チームで個々のケースについて判断することが求められると思います。

D委員

高齢者に対して、権利擁護や成年後見制度の話をして、「聞いたことがない、怖いものはやりたくない」というところから始まるので、広報・啓発を行うことは非常に良いことだと思います。また、中核機関に求める機能がたくさんありすぎて、大変そうだなというのが感想です。

委員長

支援者が必ずしも十分制度を熟知しているわけではありませんし、支援者は成年後見制度の専門家でもないので、家族や周りの身近な人に説明していく便利なツールがあれば助かると思います。

E委員

これから成年後見制度を利用しようとする方の中には、自分では本当に必要性を感じていない人も多く、自分の財産を第三者に預けて管理をしてもらわないといけないという点で利用のハードルが上がっていると思います。まずは広報・啓発により、市民はもちろんのこと、成年後見制度に携わるサービス提供者、例えばヘルパーやケアマネジャー等に対しても、もう少し分かりやすく、サ

ービス提供者が説明しやすいパンフレットを渡すことができれば、身近な人からのアドバイスも受け入れてもらえやすいのかなと思います。

委員長 自分の家族に対してでも、なかなか自分の財布を預けたいとは思わないでしょう。ましてや、全然知らない他人に財布を預けるのは、判断能力があっても無くても、自分にとっては恐ろしいのではないかなと思います。そのような心理的バリアを溶かしていくような支援が必要ではないかと感じています。

F 委員 後見人に付いた当初は、あなたが私のお金を取ったのではないかと、必要な時に必要な分を出してくれない等、色々と言われたりもします。ただ、半年くらいが過ぎ、適切な金銭管理だけではなく、様々な部分で関係作りをすることで、本人に安心していただけるようになります。また、被後見人同士で独自のネットワークを作っていることもあり、そのネットワークでの成功事例が一番の広報になると思います。広報は仕組とか制度の解説も大切ですが、このような成功事例をどのように提示できるかということが重要ではないかと思います。

委員長 パンフレットを作る時に非常に具体的なアドバイスをいただいたように思います。やはり制度を利用される方からメリットを感じられるような、成功事例を分かりやすく説明することが非常に有効ではないかと思います。

A 委員 民生委員の見守り活動の中で、成年後見人になってほしいと依頼されたことがあります。今担当している成年後見人は事務的な対応のみで、金銭管理はしっかり行っているが、成年後見人の手続の面談以降、一切面談には来ていない。自身の生活状況をみてほしいから成年後見人を付けたのに、それならば必要ないので、私に成年後見人になってほしいとのことでした。私は市民後見人ではないので、事情を説明し、別の弁護士に頼んで後見人になってもらいました。その弁護士は、地域包括支援センターと連携しケアマネジャーを付けたりしてくれたので、マッチングできているなと思いました。やはり寄り添ってくれる市民後見人は必要であると思います。

委員長 先程の社会福祉協議会のアンケートでも、成年後見人の訪問回数が少ない、共有ができていない、本人の意思をくみ取らない等がありました。権利擁護支援チームを形成する時には、これらの問題を意識しておく必要があると思います。

B 委員

素案を考えるにあたり、資料(2)-1 の各相談機関等からのアンケートは非常に有益であると思います。高齢者や障がい者の皆さんのニーズをダイレクトに反映させることができれば、より良いのではないかと思います。中核機関を設置し運営しながら、吹田市の各地域で地域連携ネットワークを作っていくことが今後の目標のひとつになると思います。相談機関や福祉関係の現場の皆さんだけでは難しいところがありますので、中核機関が一緒になって考え、スーパーバイズを行っていけば良いと思います。パンフレットによる広報や、適切に相談を受付するということは大事ですが、丁寧な寄り添いを行い、納得してもらえるような相談体制は維持してほしいです。例えば、ケアマネジャーからはうまく説明できないけれども、専門相談で実際に後見実務の経験のある三士会の人がお宅に行って、一緒に相談にのって具体的に説明を行うと、「それならいいか」と後見人を使ってみようと思われた方もいます。そのような意味で、本当に本人に結びつくような広報、相談体制というのを考えていくことが必要です。中核機関ができたからといって、吹田市の全件を中核機関が面倒をみるということにはならないと思いますので、各地域の第一相談機関の皆さんが、権利擁護支援や成年後見制度について十分に理解しながら対応していけるようにならないといけないと思います。しかし、最初からそうはならないと思いますので、最初は中核機関と一緒に相談を聞いたり、ケース会議に入ったり、そこに三士会が専門相談で入ったりしながら、各地域の皆さんが経験を積むことで、現場の力がついてくると思います。

また、週に1回くらい足を運んでもらえるような身近な寄り添い型の人が後見人になってほしい方もいらっしゃるって、そういうニーズに見合った後見人を作ることは大事ですし、地域も後見人を身近に感じるようになってくると思います。そのため、市民後見人は重要な担い手の確保として必要です。市民後見人が後見人活動を行うことにより、地域の中で後見人を目にするが多くなると思います。市民後見人になられた方は、地域福祉の権利擁護を担っていけるという実感が湧いてくると思いますし、市民後見人の活動支援をすることで、中核機関や行政機関等も後見人を深く理解できるようになると思います。

今後、運営体制や課題について、三士会も一緒に考えていきたいと思っていますので、中核機関立ち上げの時期から三士会を積極的に

活用していただきたいと思います。

委員長

市民後見人がある施設に入って、その施設で後見人の活動を行うことで、施設の職員もこういう対応をする人がいるのかということが分かり、施設の職員が市民後見人になったというような例もあります。実際に市民後見人の活動を見ていただくことが、地域にとって大事ではないかと思います。また、当事者の声を反映させた方が良いというご意見は非常に斬新だと思います。三士会については、積極的に活用してくださいということでした。最初は特に大変なので、力を入れて協力していただけると言っておられます。私は枚方市や川西市等で同じような仕事をしていますけど、やはり三士会の協力がすごくて、業務多忙で大変な中、専門相談を行ったりしていますので、非常に頭が下がる思いです。

G委員

司法書士の業界も中核機関設置に向けて、それに備える体制を従前から備えていますので、積極的にご活用いただけたらと思います。中核機関に求められる広報機能については、SNSやホームページ作成を想定していると思いますが、今は文字で理解するという文化が薄れつつあるので、漫画や動画配信等、より分かりやすい形での広報活動をしていただくのもいいのではないかなと思います。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の情勢もあるので、例えば専門相談はオンライン機能を使い、気軽にできるような体制のシステムを備える、支援者同士で連携を取ってチームとして機能していく時に業務共有をするツールとして、ネット上の動画ソフトにアクセスしたら皆さんが見られるような機能を使って情報共有をはかりながら支援していくという体制もあるといいのではないかと思います。

委員長

具体的なお意見であったと思います。あらゆる機能を使い、効果的に広報あるいは情報共有をしていくことが必要だと思います。

以上をもちまして、検討会議を閉会します。